

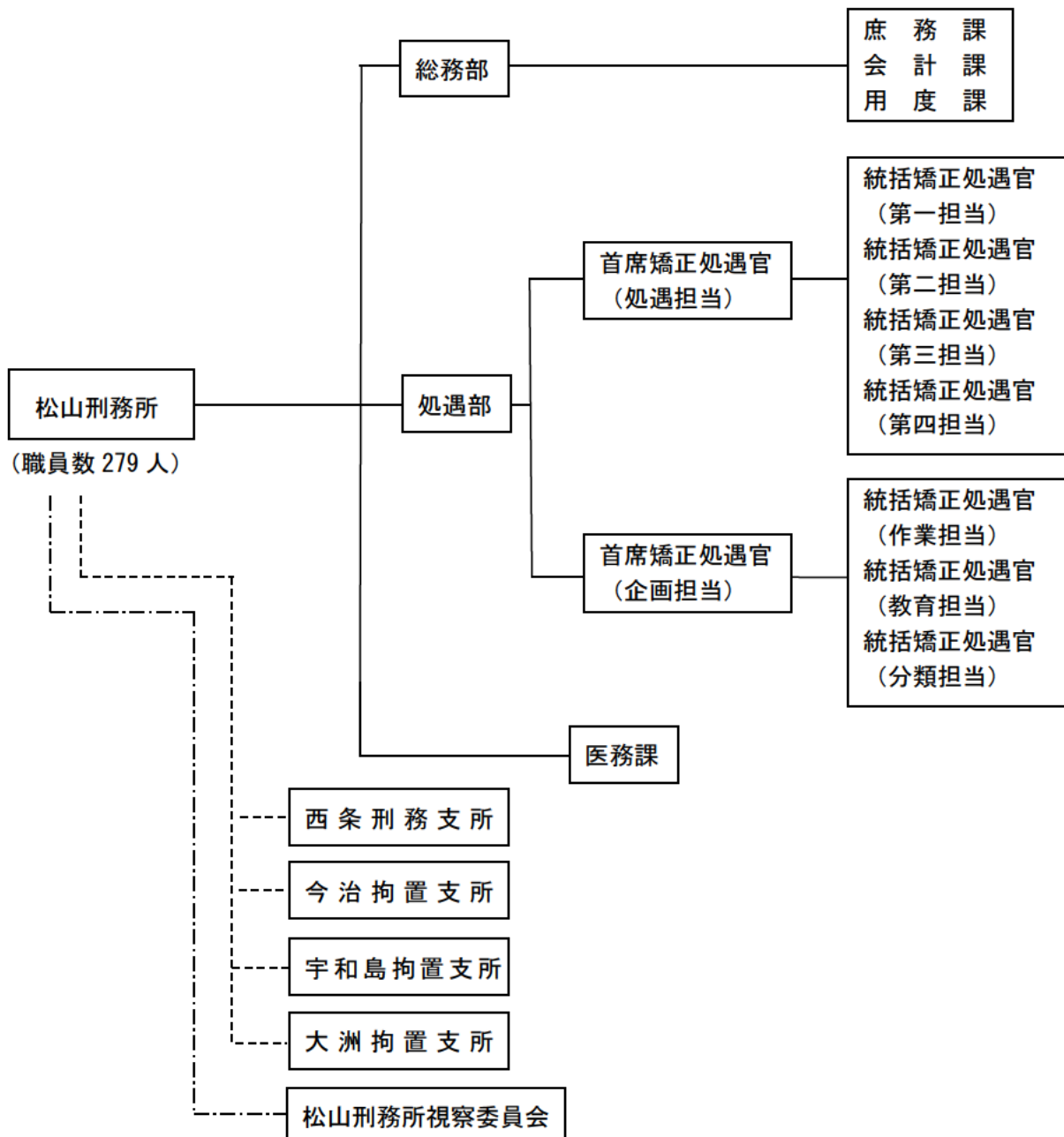
法 務 省

松山刑務所

〒791-0293 東温市見奈良 1243-2
TEL (089) 964-3355 FAX (089) 960-5020

西条刑務支所	〒793-0001	西条市玉津 1-2	TEL (0897) 55-3020 (FAX 兼用)
今治拘置支所	〒794-0052	今治市宮下町 1-1610-1	TEL (0898) 25-4489 (FAX 兼用)
宇和島拘置支所	〒798-0027	宇和島市柿原甲 170-1	TEL (0895) 22-0072 (FAX 兼用)
大洲拘置支所	〒795-0012	大洲市大洲 845-3	TEL (0893) 24-4280 (FAX 兼用)

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	刑 務 所：法務省設置法第 8 条、第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則 第 1 条 拘置支所：法務省設置法第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 26 条
所 掌 事 務	1 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと 2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL（087）822－4455 （注）松山刑務所及び下部機関に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。